

秋田弁護士会所属会員の殺害事件に関する会長声明

2010年（平成22年）11月4日午前4時ころ、秋田弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が、同弁護士の自宅を訪れた男から上半身を刃物で刺され、搬送先の病院で死亡するという痛ましい事件が発生した。

これまでの報道等によると、男は、かつて津谷弁護士が妻側代理人を務めた離婚調停事件の相手方であったとのことであり、このたびの事件は、弁護士業務に関連する疑いが強いが、そうであるとすれば、男の行動は、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とするわれわれ弁護士の業務に対する重大な挑戦であって、断じて許されることではない。

当会は、津谷弁護士のご冥福を祈り、ご遺族に対して心から哀悼の意を表すると共に、このような暴力による弁護士・弁護士業務への妨害に対して、決して怯むことなく毅然と対処し弁護士の使命を貫徹していく決意をここに表明する。

また、本件については、現場にいた警察官が津谷弁護士を犯人と間違えて取り押さえたというような報道もある。よって、当会は、捜査機関に対し、事件の動機や原因の究明と並んで初動捜査のあり方についても十分な検証がなされることを求める。

2010年（平成22年）12月3日

兵庫県弁護士会

会 長 乗 鞍 良 彦